



安全就業ニュース

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会

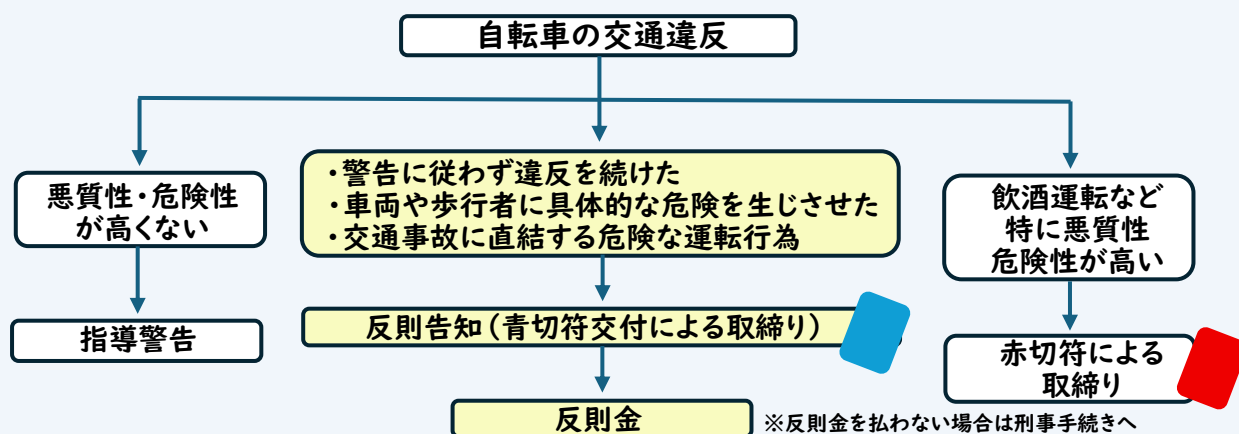
目次

- 2026 年4月1日から自転車にも交通反則通告制度が適用されます
- 安全リレー (公財)いきいき埼玉
- 事故報告 (令和7年度 2月分)
- 全シ協 販売書籍のご案内／編集後記

Pick Up 2026 年(令和8年)4月1日から 自転車にも交通反則通告制度が適用されます

交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)とは

▶交通違反をした場合の手続きを簡略化するための仕組みです。一定期間内に反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けずに事故が処理されます。この時発行される交通反則通告書がいわゆる「青切符」と呼ばれます。16 歳以上の運転手対象になります。自転車に関する交通ルールは変わりません。



全国で令和6年中に発生した自転車乗車中の死亡・重傷事故のうち、約4分の3には自転車側にも法令違反があるそうです。**自転車も車両の仲間**です。自転車の交通ルールを今一度確認し、安全運転を心がけましょう。

青切符により検挙される違反例

▶警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を行います。ただし、その違反が交通事故の原因となるような歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であったときは検挙の対象となります。

信号無視
6,000 円

一時不停止
5,000 円

右側通行(逆走)
6,000 円

携帯電話使用等(保持)
12,000 円



シルバー保険の対象となった事故のうち、自転車事故の多くは就業途上で発生しています。

令和6年度に発生した自転車事故は、1 か月以上6 か月未満の入院及び後遺障害事故が43 件(転倒37 件/交通事故6 件)、重篤事故が10 件(転倒3 件/交通事故7 件)で、そのうち**7 件が死亡事故**でした。

交差点では無理な横断をしない

死亡事故の多くは、交差点での車両・バイクとの事故です。信号機や横断歩道のない交差点では特に、周囲の状況を十分確認し、無理な横断は避けて、できるだけ横断歩道を渡りましょう。(横断歩道は歩行者優先です)

対向する自転車や歩行者との接触に注意

令和6年度には、対向する自転車との接触事故が4件発生しており、令和5年度には歩行者との接触事故も起きています。また、接触には至らなかったものの、歩行者や自転車を避けようとして転倒する事故も起きています。

交通ルールを守り安全運転を

自転車は車道の左側通行が原則で、歩道では歩行者優先です。70 歳以上の方などは例外として歩道通行が可能ですが、その場合も車道寄りを徐行し、わき見運転やスピードの出し過ぎに注意しましょう。縁石への乗り上げや側溝、段差などによる転倒にも十分注意し、ヘルメットを着用してください。

【参考】警視庁自転車ポータルサイト、警視庁「自転車も交通反則通告制度開始」、警視庁「自転車ルールブック」

重篤事故
死亡又は6ヶ月以上の入院

3件(死亡3件)

1ヶ月以上6ヶ月未満の
入院及び後遺障害の事故

24件

1 重 篤 事 故

2月は3件の重篤事故報告があり、全て死亡事故でした。

2月までの累計は36件で昨年度の重篤事故年間件数に達しており、令和7年度は昨年度を上回る見込みです。

内訳は、就業中の事故が2件、就業途上の事故が1件となっています。

2月までの累計は36件となり、前年度同月より3件の増加、就業中・就業途上別では就業中の事故が6件の増加、就業途上の事故が3件の減少となっています。

<死亡事故>：3件

【就業中の事故】：2件

除草作業中の事故：1件 「高温・低温の物との接触（熱中症）」による事故（No.34）
その他作業中の事故：1件 「転倒」による事故（No.36）

【就業途上の事故】：1件

自動車運転中の事故：1件 「交通事故（道路）」（No.35）

※令和7年度7月に「1ヶ月以上6ヶ月未満の入院事故及び後遺障害」で報告済みの事故が、死亡事故となったもの。

<6ヶ月（180日）以上の入院事故>：なし

【安全上の課題と今後の対応】

《就業中の事故について》

今月の2件の就業中の事故は、屋外作業後の体調の急変（熱中症）と、転倒による骨折をきっかけとした入院中の合併症により亡くなられたものです。高年齢になると、大きな事故だけでなく、体調の変化や転倒をきっかけとして重篤事故につながり、命に関わる危険性も高くなります。日頃から体調管理を心掛け、少しでも体調に不安がある場合は無理をしないこと、また移動時や作業時には足元や周囲の状況に十分注意することが大切です。

《自動車運転中の交通事故について》

車の運転には、注意力や判断力、身体機能などさまざまな能力が求められます。加齢に伴い、これらの機能は少しずつ変化し、動体視力の衰えや反応時間の遅れなどにより、危険の発見が遅れがちになることがあります。走り慣れた道路でも油断せず、基本に立ち返り、交通ルールと運転技能を再確認して安全運転を心掛けましょう。

2月報告分までの累計

※（ ）は当月報告分

	令和7年度累計					前年度（令和6年）同月 累計				
	件数	事故の程度		性別		件数	事故の程度		性別	
		死亡	入院	男性	女性		死亡	入院	男性	女性
就業中	28(2)	18(2)	10(0)	26(2)	2(0)	22	15	7	20	2
就業途上	8(1)	4(1)	4(0)	4(0)	4(1)	11	9	2	8	3
計	36(3)	22(3)	14(0)	30(2)	6(1)	33	24	9	28	5

2月報告分内容

No.	性別等	区分等	事故の状況	保護帽	安全帯	交通手段
34	男性 67 歳	就業中 (死亡)	早朝5時から、発注者（一般家庭）より依頼された墓地の除草作業を実施した。午前9時前に帰宅し、体調が優れなかったのか居間で横になっていたところ、家族が異変に気付き救急搬送されたが、その後亡くなられた。消防からは、熱中症による死亡として県へ報告する旨の説明があった。	—	—	—
35	女性 84 歳	途上 (死亡)	作業終了後、自家用車で帰宅の際に、不注意により東から来たワゴン車に衝突した。	—	—	自動車
36	男性 85 歳	就業中 (死亡)	屋外管理業務の交替をするため、管理事務所に移動中躓いて転倒し右大腿骨を骨折。約4カ月の入院加療中、誤嚥性肺炎を発症し亡くなられた。	—	—	—

② 1ヶ月以上6ヶ月未満の入院及び後遺障害の事故

2月は **24 件**の事故報告がありました。

内訳は、就業中の事故が16件、就業途上の事故が8件となっています。

前年度同月と比べると事故件数は11件の増加、就業中・就業途上別にみると、就業中の事故が6件の増加、就業途上の事故が5件の増加となっています。また、男女別では、男性は15件で2件の増加、女性は9件で9件の増加となっています。4月からの累計は206件で、前年度同月より39件の減少となっています。

【就業中の事故】：16件

植木の剪定作業中の事故：5件 「墜落・転落」4件（No.186,191,194,205）／「転倒」1件

除草作業中の事故：4件 「墜落・転落」1件（No.203）／「転倒」3件（No.198）

清掃作業中の事故：6件 「転倒」5件／「動作の反動無理な動作」1件

その他の事故：1件 「転倒」1件

【就業途上の事故】：8件

自転車の事故：6件 「転倒」5件（No.185,188,201）／「交通事故（道路）」1件（No.193）

バイクの事故：1件 「交通事故（道路）」1件（No.199）

自動車の事故：1件 「交通事故（道路）」1件（No.184）

【安全上の課題と今後の対応】

（植木の剪定作業中の「墜落・転落」事故）

今月報告のあった事故では、三脚の足場が不安定であったことや、前日の雨により地面が滑りやすくなっていたこと、足場板の隙間に足を取られたこと、三脚のロープ固定が不十分であったことなどが主な要因と考えられます。なお、**いずれの事故も墜落制止用器具（安全帯）は着用されていませんでした**。高所作業では、足場や地面の状態を事前に確認し、無理な姿勢での作業は避けることが大切です。また、まずは地上から作業ができないか検討してください。

ヘルメットは転倒や衝突時に割れることで衝撃を吸収し、頭部を守る構造になっています。**作業時は必ず保護帽を着用し、墜落制止用器具（安全帯）の着用など基本的な安全対策を徹底してください。**

（除草作業中の事故）

今月報告のあった2件の事故は、フェンスを乗り越えたり水路を飛び越えたりした際にバランスを崩し、転倒・転落したものです。**作業中は安易に乗り越えたり飛び越えたりせず、安全に通行できる場所を利用するなど、無理のない行動を心掛けましょう。**

（自転車乗車中の事故）

事故は予期せず起こるものです。これまでヘルメットを着用する習慣がなかった方も、加齢に伴い事故に遭う、または事故を起こす可能性が高くなることを認識し、日頃から**自転車乗車時のヘルメット着用を徹底してください。**

令和 7 年度 2 月分の発生件数

() は令和6年度同月の発生件数

仕事の内容			事故数(件)		男性(件)		女性(件)		平均年齢(歳)	
			2月	累計	2月	累計	2月	累計	2月	累計
就業中	植木・樹木の剪定等		5(4)	48(66)	5(4)	46(64)	0(0)	2(2)	75	76
	除草作業		4(2)	21(34)	3(2)	15(31)	1(0)	6(3)	73	75
	屋内・屋外清掃作業		6(1)	33(37)	1(1)	11(15)	5(0)	22(22)	79	78
	その他		1(3)	45(39)	1(3)	31(35)	0(0)	14(4)	77	78
	計		16(10)	147(176)	10(10)	103(145)	6(0)	44(31)	76	77
就業途上	交通手段	徒歩	0(2)	15(22)	0(2)	6(12)	0(0)	9(10)	—	76
		自転車	6(1)	38(38)	4(1)	23(25)	2(0)	15(13)	80	79
		バイク	1(0)	3(8)	1(0)	2(5)	0(0)	1(3)	75	79
		自動車	1(0)	3(1)	0(0)	2(1)	1(0)	1(0)	83	83
		計	8(3)	59(69)	5(3)	33(43)	3(0)	26(26)	79	79
合 計			24 (13)	206 (245)	15 (13)	136 (188)	9 (0)	70 (57)	78	78

2 月に報告のあった主な事故の内容

No.	分類	年齢	性別	事故の状況
184	自動車／交通事故(道路)	83 歳	女性	駐車場から約 80m 直進後、左折のため減速しようとしたが停止できず、そのまま直進して正面の擁壁に衝突した。アクセルとブレーキの踏み間違いと推定される。胸骨骨折等。
185	自転車／転倒	74 歳	女性	自転車で就業先へ向かう途上、歩行者をよけるため歩道から車道へ移動しようとしたところバランスを崩し転倒。右足脛の複数骨折。
186	植木・樹木の剪定等／墜落・転落	76 歳	男性	作業場所に近いところに立っていた電柱のような柱に三脚をロープで固定して、3m程の高さの樹木を剪定中、三脚がずれてバランスを崩し転落。足場が柔らかかったこと、ロープの固定が甘かったことが原因として推測される。腰部骨折。保護帽着用。墜落制止用器具(安全帯)未着用。
188	自転車／転倒	86 歳	女性	自転車で駐車場を横切ろうとした際、停車中の自動車があり、左側から来た自転車に気づかず衝突して転倒。腰の骨折。
191	植木・樹木の剪定等／墜落・転落	77 歳	男性	門かぶりの松を8段脚立に登り剪定作業中、脚立から転落し左頭部及び左肩を玄関先のコンクリートで強打。左頭部損傷、左肩部分骨折。ヘルメットが割れて出血していた。墜落制止用器具(安全帯)未着用。
193	自転車／交通事故(道路)	85 歳	男性	就業場所へ自転車で向かう途上、交差点で乗用車に接触し転倒。就業現場に急ぐあまり交差点の信号を十分に確認せず横断したことが原因。右大腿骨転子部骨折。ヘルメット着用。
194	植木・樹木の剪定等／墜落・転落	63 歳	男性	みかん園地にて、生垣剪定作業中、前日の降水量が多かったため、地面が滑りやすい状態になっており、枝葉を運ぶ途中で高さ 1.5mの生垣から滑落し頭部を負傷。保護帽・墜落制止用器具(安全帯)未着用。
198	除草作業／転倒	82 歳	男性	公共施設周りの除草作業中、フェンスに絡んだかずらを撤去するため、根が生えている隣地の駐車場へ行くためフェンスを乗り越えようとした際にバランスを崩して転倒。左肩筋肉断裂。
199	バイク／交通事故(道路)	75 歳	男性	就業後、原付バイクで帰宅途中に突然意識が飛び、縁石にバイクが乗り上げ転倒。眼下・膝・右手の打撲等。
201	自転車／転倒	79 歳	男性	自転車で帰宅中歩道を走行していたところ、歩行者を避けた際に水はけ用の溝に自転車の前輪タイヤがはまり、ハンドルをとられて転倒。右大腿骨骨折。ヘルメット着用。
203	除草作業／墜落・転落	68 歳	男性	道路維持補修業務で水路の除草作業中、水路を飛び越えて着地した際に、右足が滑って水路内に転落した。左手で身体を支えたため水路下までは落ちなかったが、水路上部ブロックで左脇腹と右肩を強打し、右肩の腱 2 本断裂した。保護帽着用。
205	植木・樹木の剪定等／墜落・転落	77 歳	男性	公園内に設置された藤棚(高さ2.5m)の上部に足場板を掛け渡し、その上に立って剪定作業をしていたところ足場板の隙間に足を取られて体勢を崩し、背中から地面に転落。腰椎の圧迫骨折等。保護帽着用。墜落制止用器具(安全帯)未着用。

③ シルバー派遣事業における労働災害報告の事故(休業1ヶ月以上)

12月 は仕事の分類別では、「その他の運搬・清掃・包装等の職業」が7件、「社会福祉の専門的職業」が2件、「家庭生活支援サービスの職業」「施設・ビル等の管理の職業」「その他のサービスの職業」「建設の職業」「運搬の職業」「清掃の職業」が各1件発生し、合計15件で、前年度同月より4件の増加となっています。

また男女別では、男性は10件で3件の増加、女性は5件で1件の増加となっています。

4月からの累計は、126件で前年度同月より17件の増加となっています。

なお、12月に死亡事故はありませんでした。

令和7年度 12 月分 () は令和6年度同月の発生件数

	仕事の分類(中分類)	中分類 コード	事故数(件)		男性(件)		女性(件)		平均年齢(歳)	
			12月	累計	12月	累計	12月	累計	12月	累計
業 務 災 害	製造技術者	8	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	—	71
	建築・土木・測量技術者	9	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	—	69
	保健師、助産師、看護師	13	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	—	—
	社会福祉の専門的職業	16	2 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	3 (1)	74	71
	教育の職業	19	0 (0)	4 (2)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (2)	—	75
	その他の専門的職業	24	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	—	—
	一般事務の職業	25	0 (0)	3 (3)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (3)	—	79
	出荷・受付係事務員	27	0 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	—	74
	商品販売の職業	32	0 (1)	3 (6)	0 (1)	1 (3)	0 (0)	2 (3)	—	75
	販売類似の職業	33	0 (0)	3 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (0)	—	76
	家庭生活支援サービスの職業	35	1 (0)	8 (5)	1 (0)	4 (1)	0 (0)	4 (4)	79	76
	介護サービスの職業	36	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	—	78
	生活衛生サービスの職業	38	0 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	—	77
	飲食物調理の職業	39	0 (1)	5 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	5 (4)	—	71
	接客・給士の職業	40	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	—	—
	施設・ビル等の管理の職業	41	1 (1)	8 (8)	1 (1)	7 (7)	0 (0)	1 (1)	66	69
	その他のサービスの職業	42	1 (1)	4 (3)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	3 (3)	68	72
	農業の職業	46	0 (0)	4 (3)	0 (0)	4 (2)	0 (0)	0 (1)	—	76
	林業の職業	47	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	—	76
	製品製造・加工処理の職業	54	0 (1)	7 (6)	0 (1)	4 (3)	0 (0)	3 (3)	—	75
	自動車運転の職業	66	0 (1)	1 (4)	0 (1)	1 (3)	0 (0)	0 (1)	—	72
	建設の職業	71	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	78	78
	運搬の職業	75	1 (0)	2 (2)	1 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	69	69
	清掃の職業	76	1 (1)	15 (15)	1 (1)	7 (9)	0 (0)	8 (6)	74	76
	包装の職業	77	0 (0)	1 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (1)	—	73
	その他の運搬・清掃・包装等の職業	78	7 (4)	47 (39)	5 (2)	26 (25)	2 (2)	21 (14)	76	76
	計	—	15 (11)	126 (109)	10 (7)	70 (58)	5 (4)	56 (51)	73	74

「派遣労働会員の業務災害(休業日数4日以上又は死亡)」、「派遣労働会員の通勤災害(休業日数4日以上又は死亡)」については、「全シ協会員専用ページ」の「シルバー派遣事業における労働災害報告」により、各月翌月最終稼働日までにご入力ください。また、労働災害(業務・通勤ともに)が発生しなかった場合も「労働災害未発生報告」を選択のうえ、各項目をご入力ください。

(令和6年4月19日付 6全シ協発第11号により通知済)



～ 埼玉県における安全就業の取組について ～

1. 公益財団法人いきいき埼玉（埼玉県シルバー人材センター連合）の概要（令和6年度実績）

(1) センター数	59団体（国庫補助58団体）		
(2) 会員数	44,342人（男性29,487人 女性14,844人 未回答11人）		
(3) 粗入会率	1.8%		
(4) 就業実人員	36,040人	（請負委任30,886人	派遣7,666人）
(5) 就業率	81.3%	（請負委任69.7%	派遣73.5%）
(6) 就業延人員	4,234千人日	（請負委任3,450千人日	派遣784千人日）
(7) 受注件数	124,713件	（請負委任119,942件	派遣4,771件）
(8) 契約金額	21,787百万円	（請負委任16,896百万円	派遣4,891百万円）

2. 埼玉県内における傷害事故の発生状況（過去5年）

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数						
傷害事故	就業中	220	224	216	207	238
	就業途上	73	67	67	63	64
	合計	293	291	283	270	302

令和6年度における傷害事故の発生者は 302 人で、就業延人員 1,000 人日当たりの割合は、0.071%でした。内訳は就業中が 238 人で全体の79%、就業場所への往復途上が64人で全体の21%でした。就業中の事故は、毎年 220 件前後で推移しており、ほぼ横ばいの状況です。

3. 就業中の事故の職業別分類

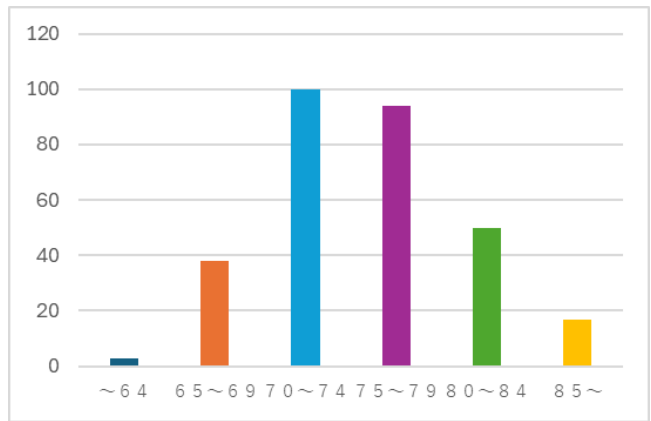
職業分類	具体例	人	%
運搬・清掃・包装等の職業	除草、清掃、荷造り、包装など	152	63.9%
農林漁業の職業	植木剪定、農作業など	57	23.9%
サービスの職業	公共施設管理、家庭生活支援など	21	8.8%
事務的職業	受付・案内事務など	4	1.8%
専門的・技術的職業	補習教室・各種講座講師、測量など	2	0.8%
生産工程の職業	製品製造・加工処理など	1	0.4%
保安の職業	警備員など	1	0.4%

就業中の事故を職業別にみると、運搬・清掃・包装等の職業が 238 人中 152 人(63.9%)と最も多く、次いで農林漁業の職業の57人(23.9%)となっています。

4. 年齢別傷害事故者数

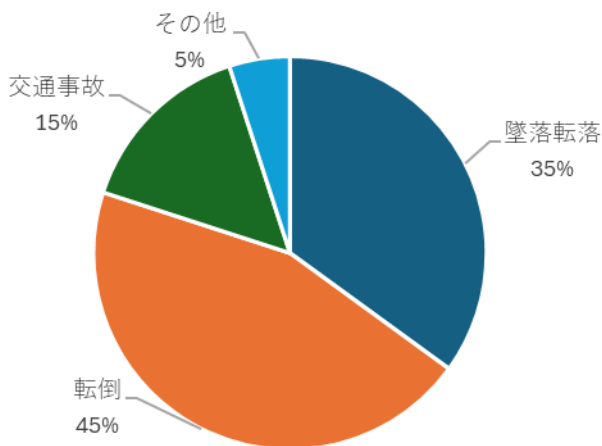
傷害事故を年齢別にみると、70歳から75歳の会員が100人と最も多く、全体の33.1%を占めています。次いで75歳から79歳が94人(33.1%)、80歳から84歳が50人(16.6%)となっています。

85歳以上も17人(5.6%)おり高齢者の比率が高まっています。



5. 過去2か年の発生事故の種別(入院30日以上)

	R6	R5	種別
死亡事故	5	3	墜落転落 3、転倒 2、交通事故 2、その他 1
180 日以上入院事故	0	0	-
30 日以上 180 日未満の入院事故	4	8	墜落転落 4、転倒 7、交通事故 1



2年間で8件もの死亡事故が発生し、2年連続して全国ワーストとなっています。

事故の種別では、墜落転落と転倒による事故が全体の8割を占めており、特に植木剪定作業中の事故と清掃作業中の事故が多発しています。

このことから、令和7年度は特にこの2つの種別と作業に特化した対策を進めています。

詳細は後述のとおりです。

6. 埼玉県シルバー人材センター連合の安全就業の取組

シルバー人材センターの会員の安全・適正就業を推進するため、安全・適正就業推進会議、安全・適正就業研修、安全推進大会を実施しました。

ア 安全就業推進大会の開催

シルバー人材センター会員の安全の確保及び事故防止に対する意識向上を図ることを目的に「安全就業推進大会」を実施しました。

内容は、「シルバー会員の健康と安全について」と題した株式会社産業予防医業機構の朝長健太氏による講演のほか、飛石事故防止に有効な刈払機の活用に関する講義、飛石事故の発生しづらい2枚刃式刈払い機の使用を徹底しているセンターの事例発表などを行い、センター役職員、安全担当会員など、144人の参加がありました。



安全就業推進大会の様子

イ 刈払機による飛石事故防止研修の実施



2枚刃式刈払機の実習

県内で刈払い中の飛石事故が多く発生したことを受け、飛石が発生しづらいとされる2枚刃式の刈払機の普及を目的に、県内20センターで「刈払機による飛石事故防止研修」を実施し、302人の会員が受講・体験しました。

参加された会員からは「思ったより使いやすかった」などの声も多く、多くのセンターで2枚刃式刈払機の使用基準を定めることを検討するなど、2枚刃式刈払機の使用を前向きに捉えていただきました。

ウ 安全・適正就業推進会議

県内4ブロックから各2人ずつの構成員により、安全や適正な就業に関する会議を実施しました。会議では、県内の事故発生状況を共有したほか、植木剪定中の墜落・転落事故や飛石事故などの防止に向けた検討が行われました。

エ 安全指導

重篤事故の発生したセンター、あるいは度数率、強度率の高い3センターを対象に抜き打ち的に現場実査を行い、必要な助言、指導を行いました。

植木剪定中の墜落・転落事故(死亡事故)の現場実査では、次のとおり助言しました。

- ①三脚を梯子状で使用したのは明らかに目的外の不適正使用であり、固く禁止すべき。
- ②脚立の足場は砂利であり不安定。補助板等の固定用具を使用すべき。
- ③三脚等の足場を設置若しくはフルハーネスの使用を徹底すること。
- ④全会員に情報を共有し、再発防止策を徹底することで安全意識の啓発・向上を図ること。



事故現場実査

オ 安全就業推進事業

安全指導者養成講習を2回実施し、植木剪定や除草の現場をパトロールする安全指導者を136人養成しました。養成した安全指導者は各センターにおける巡回パトロールでそのスキルを活かすなど、取組の強化を図りました。

なお、そのうち10センター、39人の指導者を対象に、講習内容に沿ったモデルパトロールを389回実施し、結果を各センターにフィードバックしました。



巡回パトロールの様子

7. 令和7年度これまでの取組

埼玉県連合では、過去2か年に8件もの重篤事故（死亡事故）が発生したことを大変重く受け止めています。そこで令和7年度は、重篤事故の防止に向けた対策に特に注力してまいりました。

発生した死亡事故8件のうち交通事故及び持病に起因することが疑われる事故を除く5件については、すべて現場実査を行い、安全適正就業推進会議で報告を行い、全センターへの情報共有を図りました。

その他、安全就業推進大会において、「災害ゼロの職場指導（墜落・転落災害の防止対策）」をテーマに、労働安全コンサルタントの中野洋一氏による講演を実施し、センター役職員及び安全担当会員151名の参加がありました。

また、重篤事故発生の危機感を埼玉県と共有し、埼玉県からの新たな補助金を財源に、「安全就業の基本」、「植木剪定中の事故防止」、「清掃作業中の転倒防止」の3本の動画を作成し、ネット配信を行うとともに、県内全センターで会員の集まる機会での視聴を義務付けました。



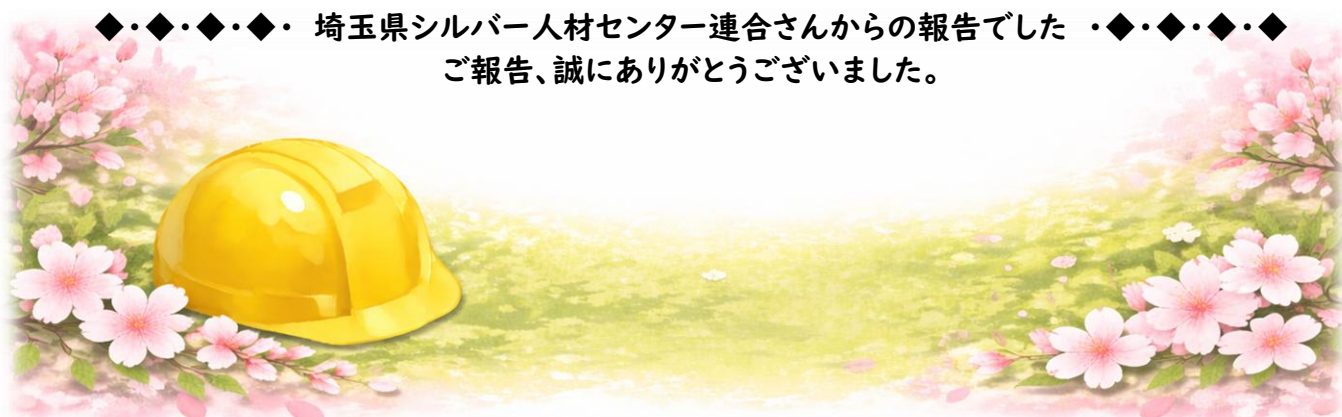
動画「植木剪定中の事故防止」の一コマ



安全評価測定会の様子

さらに、連合が会場使用料や測定員謝金を負担する「転倒防止に向けた会員の安全評価測定会（体力測定および質問票による評価）」を35センターで実施したほか、単独での開催が難しい5センターについては連合が測定会を実施しました。これらの施策により、令和7年度はこれまで死亡事故は発生していませんが、こうした状況を継続することがより重要であることから、今後、一層気を引き締めて事故防止の取組を推進していきたいと考えています。

◆◆◆◆◆ 埼玉県シルバー人材センター連合さんからの報告でした ◆◆◆◆◆
ご報告、誠にありがとうございました。





安全就業に係る 全シ協 販売書籍のご案内

他にも様々な書籍を販売しております。
全シ協 HP、【書籍のご案内】から一覧
をご覧ください。
ぜひ、ご活用ください。



『安全就業のためのチェックポイント』

会員の皆様が安全に就業するための要
点を、全カラー版でまとめたイラスト小冊
子です。

※注：10部以上からお申し込みくださ
い。

A4判、32ページ

定価242円(税込)、送料実費



内容(抜粋)

購入ご希望の連合本部・センターは、
SC事務局用ページ「書籍の購入申込み」メニューからお申込みください。

結婚して17年、妻とは長い年月を歩んできました。性格や育ってきた環境の違いから、これまでさまざまな場面で意見が食い違うこともありました。そのたびに話し合い、ときには喧嘩をしながら関係を築いてきました。数ある違いの中でも、なかなか一致しないのが「食の好み」です。一番合わないのが、外食時のお店選びで、私たちにとって小さくも大きな課題です。妻は、清潔感があり、薄味で、野菜や魚、肉などをバランスよく少しずつ楽しめる食事を好みます。健康志向です。一方の私は、多少汚い雰囲気のお店でも気にせず、いわゆる街中華のような濃い味の料理(茶系好き)を、腹いっぱい食べたいタイプです。不健康志向です。まさに正反対。結婚して数年が経った頃から、私は半ばあきらめて「どこでもいいよ」と言うことが増えました。すると妻は、時折「今日はあなたの好きなものを食べに行こう」と気遣ってくれます。しかし、いざ私がラーメンやハンバーグを提案すると、「脂っこい」「今日はそんな気分じゃない」といった理由で却下され、結局イタリアンや寿司に落ち着く、そんな流れがいつものことになっています。私の提案は、いわば妻の「その日の気分」なので、なかなか採用されません。もっとも、これは単なるわがままではなく、味覚や感覚の違いも影響しているのかもしれませんが。一般的に女性は男性よりも五感が鋭く、味覚も繊細だと言われています。特に甘味や繊細な味わいへの感受性は高く、ホルモンバランスも関係しているという説もあります。とはいえ、妻の名誉のためにも付け加えますが、日々の食事はほとんど妻が用意してくれており、私の好物であるカレーやハンバーグも美味しく作ってくれます。外食の好みはなかなか歩み寄れない部分はありますが、お互いの価値観を完全に一致させることは難しくても、相手を理解しようとする姿勢や、時折見せる思いやりこそが、夫婦関係を支えているのだと思います。職場や家庭においても、価値観の違いに悩むことは多々あります。だからこそ、相手を理解しようとする姿勢と、さりげない思いやりを大切にしながら、会員さん、発注者さん、地域のためにシルバー人材センターを盛り上げましょう。(高木)

私は「やらなければならないことは先にやる」タイプです。一方、夫は「後でもよいものは急がず、自分のペースでやる」タイプ。この違いから、わが家では頻繁にけんかが発生します。そのたびに夫は、決まり文句のように「本当、せっかちなよな」と言います。そしてそのたびに、私はイライラ、イライラ……。確かに私にはせっかちな面があることは認めます。それでも、期限があるものや相手がいるものは、早めに取り組むべきだという考えにはポリシーがあり、譲りたくありません。先延ばしにすると、心のどこかで「やらなきゃ」と思い続けてしまい、それがストレスになるのも嫌なのです。

けんかの多くは、家事をめぐって起こります。「自分の使った食器くらい自分で洗ってほしい」と思い、口に出せば空気が悪くなるのはわかっているのに、夫がやるまで放っておくのですが、なかなかやらないものだから、だんだんイライラが募ってきます。結局けんかになるか、我慢できずに自分で洗ってしまうかのどちらかです。この安全就業ニュースを読んでくださっている方々には人生の先輩が多いと思いますが、皆さんならこういふときどうされるのでしょうか。試しにチャット GPT に聞いてみたところ、「やるべきことを先にやる人が『せっかち』と言われる場合、その早さが、周囲の人を急がせてしまうことにつながっている可能性があります」と言われました。なるほど、と一瞬反省しましたが、正直なところ、私は夫にプレッシャーをかけたんです!! 答えはどこにあるのでしょうか。

さて、もうすぐ新年度が始まります。安全就業において、「せっかち」は決してよいことではありません。焦って作業を進めたり、周囲の人を急がせてしまったりすることは、事故の原因にもなりかねません。急がず、焦らず、基本のルールを守って作業に当たっていただきたいと思います。令和8年度は、特に命に関わる重篤事故を発生させないよう、会員の皆さん、センター職員の皆さん、連合職員の皆さんとともに取り組んでまいりたいと考えておりますので、新年度も引き続きよろしくお願いいたします。(倉)